

# 大野城市老朽危険空き家等除却促進事業について

～老朽化した危険な空き家の解体に補助を行います～

## 【事業の目的】

大野城市内にある老朽化した危険な空き家等の除却（解体）に対して、工事費の一部を補助し除却を促すことにより、市民の安全で安心な住環境及び良好な景観の確保と改善を図ることを目的としています。

## 【対象となる建物】

下記のすべての要件を満たす建物が対象となります。

1. 老朽化した危険な建物で、現在使用されていない空き家  
※市の危険度判定の基準を満たす必要があります。
2. 木造又は軽量鉄骨造建物で居住用のもの
3. 所有権以外の他の権利が設定されていない建物  
※権利者から承諾を受けている場合は対象となります。
4. 賃貸借契約等が締結されていない建物



## 【対象者】

老朽危険空き家の所有者または相続人

※次の方は対象となりません。

1. 法人
2. 暴力団員及び暴力団員と密接な関係にある者
3. 市税滞納者

## 【補助金額】

除却工事費用の2分の1で50万円を上限に補助を行います。

※1,000円未満の端数は切り捨てます。

## 【補助金交付申請の流れ】

まずは、担当課へ事前相談をお願いします。大まかな流れは次のとおりです。

- ①建築物調査申込み
- ②解体工事見積もり
- ③補助金交付申請
- ④解体工事契約・着工
- ⑤完了報告
- ⑥補助金交付請求
- ⑦補助金受理

詳しくは、別紙ながれの図をご覧ください。

## 【その他】

1. 補助金の申請手続き前に、市との事前協議が必要です。
2. すでに除却工事に契約、着手している場合は対象とはなりません。
3. 補助を受ける目的で故意に破損させた場合は対象とはなりません。
4. 市のホームページにも内容や様式を掲載しています。

## 【問い合わせ先】

危機管理部安全安心課生活安全担当

電話番号：092-580-1898 FAX 番号：092-572-8432